事業者の皆様

旭川市総務部契約課

旭川市建設工事等低入札価格調査要領の改正について

旭川市建設工事等低入札価格調査要領の調査基準価格の設定及び失格の基準等について次のとおり改正し、令和4年4月1日以後に公告する入札より適用しますのでお知らせいたします。

- 1 改正の内容
  - (1) 調査基準価格の設定基準
    - ア 土木系工種営繕系工種 変更しない。
    - イ 営繕系工種における調査基準価格算定式の変更
      - 一般管理費等の引き上げ

# 【改正前】

(直接工事費-(直接工事費 $\times$ 0.1)) $\times$ 0.97 + 共通仮設費 $\times$ 0.9 + (現場管理費+(直接工事費 $\times$ 0.1)) $\times$ 0.9 + 一般管理費等 $\times$ 0.65

### 【改正後】

(直接工事費-(直接工事費 $\times$ 0.1)) $\times$ 0.97 + 共通仮設費 $\times$ 0.9

- + (現場管理費+(直接工事費 $\times$ 0.1)) $\times$ 0.9 + 一般管理費等 $\times$ **0.68**
- ウ 機械設備工種のうち施工内容が昇降機設備工事であるものにおける調査基準価格算定式 の変更
  - 一般管理費等の引き上げ

### 【改正前】

(直接工事費-(直接工事費×0.2))×0.97 + 共通仮設費×0.9

+ (現場管理費+(直接工事費×0.2))×0.9 + 一般管理費等×0.65

## 【改正後】

(直接工事費-(直接工事費×0.2))×0.97 + 共通仮設費×0.9

+ (現場管理費+(直接工事費 $\times$ 0.2)) $\times$ 0.9 + 一般管理費等 $\times$ **0.68** 

※土木系工種:土木、舗装、造園及び橋梁工種(北海道土木工事積算基準又はこれに準じた

積算基準により予定価格を積算している場合を含む。)

※営繕系工種: 十木系工種及び昇降機設備工事以外の工種

- (2) 失格判断基準
  - ア 土木系工種における失格判断基準算定式の変更
    - 一般管理費等の引き上げ

### 【改正前】

直接工事費 $\times$ 0.97 + 共通仮設費 $\times$ 0.9 + 現場管理費 $\times$ 0.9 + 一般管理費等 $\times$ 0.55

## 【改正後】

直接工事費 $\times$ 0.97 + 共通仮設費 $\times$ 0.9 + 現場管理費 $\times$ 0.9 + 一般管理費等 $\times$ 0.6

- イ 営繕系工種における失格判断基準算定式の変更
  - 一般管理費等の引き上げ

### 【改正前】

(直接工事費-(直接工事費 $\times 0.1$ )) $\times 0.97$  + 共通仮設費 $\times 0.9$ 

+ (現場管理費+(直接工事費×0.1))×0.9 + 一般管理費等×0.55

# 【改正後】

(直接工事費-(直接工事費×0.1))×0.97 + 共通仮設費×0.9

- + (現場管理費+(直接工事費 $\times$ 0.1)) $\times$ 0.9 + 一般管理費等 $\times$ **0.6**
- ウ 機械設備工種のうち施工内容が昇降機設備工事であるものにおける失格判断基準算定式 の変更
  - 一般管理費等の引き上げ

## 【改正前】

(直接工事費-(直接工事費×0.2))×0.97 + 共通仮設費×0.9

+ (現場管理費+(直接工事費 $\times$ 0.2)) $\times$ 0.9 + 一般管理費等 $\times$ 0.55

## 【改正後】

(直接工事費-(直接工事費×0.2))×0.97 + 共通仮設費×0.9

- + (現場管理費+(直接工事費 $\times$ 0.2)) $\times$ 0.9 + 一般管理費等 $\times$ **0.6**
- エ **業務のうち建築設計(設備設計を含む。)**における失格判断基準算定式の新設 (建築・設備設計業務委託における総合評価一般競争入札の試行開始に伴う) 【新設】

直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費×0.6 + 諸経費×0.5

### 2 その他

測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約の調査基準価格の設定基準については, 変更ありません。